

会議名	令和7年度 第2回 板橋区地域自立支援協議会
開催日時	令和7年10月30日(木) 午前10時30分から午前11時55分まで
開催場所	板橋区役所 北館9階 大会議室A
出席者	<p>【委員 14人】(敬称略)</p> <p>是枝会長、鈴木副会長、田中委員、長瀬委員、川村委員、高原委員、大久保委員、小池委員、秋吉委員、渡辺委員、藤井委員、熊懐委員、条原委員、島松委員</p> <p>【事務局 18人】</p> <p>丸山福祉部長、佐久本障がい政策課長、國枝障がいサービス課長、障がい政策課計画推進係4名、障がい政策課ユニバーサルデザイン推進係1名、障がい政策課障がい者活躍推進係1名、障がい政策課相談事業推進係1名、障がい政策課認定給付・指導係1名、障がい政策課施設係1名、障がいサービス課支援調整係1名、障がいサービス課障がい相談係1名、障がいサービス課障がい児支援係1名、障がいサービス課板橋地域支援係1名、障がいサービス課赤塚地域支援係1名、障がいサービス課志村地域支援係1名</p>
会議の公開	公開(傍聴できる)
傍聴者数	2人
議題	<p>1 開会</p> <p>2 定例部会報告</p> <p>令和7年度定例部会活動状況報告 資料1</p> <p>3 報告事項</p> <p>板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の進捗状況について 資料2</p> <p>4 協議事項</p> <p>グリーンホール施設再整備における障がい者福祉センター機能について</p> <p>※障がい当事者部会 協議事項への追加</p> <p>5 その他</p> <p>第10期板橋区地域自立支援協議会運営方針について 参考1</p> <p>6 閉会</p>

配付資料	<p>資料1 定例部会活動状況報告書</p> <p>1-1 第1回相談支援部会 報告書</p> <p>1-2 第1回障がい児部会 報告書</p> <p>1-3 第1回障がい当事者部会 報告書</p> <p>1-4 第1回就労支援部会 報告書</p> <p>1-5 第1回高次脳機能障がい部会 報告書</p> <p>1-6 第1回権利擁護部会 報告書</p> <p>資料2 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の進捗状況について</p> <p>机上配付1 武蔵野病院見学・意見交換会（チラシ）</p> <p>机上配付2 令和7年度高次脳機能障がいセミナー（チラシ）</p> <p>机上配付3 令和7年度障害者差別解消法セミナー（チラシ）</p> <p>参考1 第10期板橋区地域自立支援協議会 運営方針</p> <p>参考2 委員名簿</p> <p>参考3 座席表</p>
会議状況	<p>1 開会</p> <p>（事務局）</p> <p>ただいまから令和7年度第2回板橋区地域自立支援協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の協議会は、半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、板橋区地域自立支援協議会設置要綱第7条第2項の規定により、有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>初めに、福祉部長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>（福祉部長）</p> <p>皆様方におかれましては、日頃より、区の障がい者福祉施策に格別のご協力を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、本日はお忙しい中、令和7年度第2回板橋区地域自立支援協議会にご出席いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本日は、各部会からの活動報告と障がい者計画2030に基づく令和6年度の事業実績を議題としております。</p>

それぞれの部会におきましては、今期の第1回の会議が終了いたしました。新たな部会員も加わり、活発な意見交換をされたと聞いてございます。本日は、部会に出席された皆様方から、各部会からの報告につきまして、委員の皆様の率直なご意見をいただければと思います。

また、前回の協議会におきましては、「部会同士の連携」がキーワードとなりました。この点につきましても、よいご提案がございましたら、お伝えいただけますようお願い申し上げます。

また、令和6年度からを計画期間とする障がい者計画2030につきましては、令和6年度の実績を報告いたします。進捗を踏まえた今後の改善点などにつきまして、板橋区の障がい者福祉の推進に向けて、委員の皆様方からこちらもご意見をいただければと思ってございます。

それでは、本日の協議につきまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

続いて、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長)

委員の皆様、今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

11月15日からデフリンピックが開始されるということで、いろいろとイベントがあると伺っております。普段はなかなか外見的には分かりにくい聴覚障がいの方たちが活躍する場が、国を挙げて推奨されていくのはとても大事なことではないかと思いますので、そういう単一の障がいに限らず、いろいろな障がいのある方たちが社会の中で活躍できる場を、ぜひ、皆さんのお力を借りしながらつくっていければなと思っております。

今日もいろいろ活発なご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これより先の進行は会長にお願いしたいと存じます。

2 定例部会報告

(会長)

初めに、項番2の定例部会の報告になります。部会へのご提言、ご質問につきましては、報告事項の説明が全て終わった後にお時間を設けたいと思っております。

まず、資料1をご覧ください。

今回の定例部会の報告につきましては、第1回相談支援部会、第1回障がい児部会、第1回障がい当事者部会、第1回就労支援部会、第1回高次脳機能障がい部会、第1回権利擁護部会がございます。

各部会の報告内容につきましては、資料1にクリップ留めされております資料1-1から資料1-6までの各部会の報告書のとおりでございます。

こちらの報告内容につきまして、各部会長から補足や追加事項等がございましたら、ご発言をいただければと思います。

まず、相談支援部会長、いかがでしょうか。

(相談支援部会長)

協議事項1の「相談フローチャート」について、追加でお話しさせてください。

昨年度、障がい当事者部会が、ご自身の分野の障がい以外はよく分かっていらっしゃらないということで、障がい別のライフステージの表を作ることで新たな発見があったというお話をされておりました。

相談支援部会も同様でして、相談職ではありますが、いろいろな分野から集まってきていて、それぞれの役割・機能について実は熟知していないということがございます。

特に障がい児の相談に多く携わっている方と、大人の障がい者の相談に携わっている方では、制度も違いますので、そちらも、相談支援部会とは言っても、内容的にはかなり別世界という状況がございました。

相互理解のために、昨年度、グループワークを行っていたのですが、今年は、何か形に残せるものをということで、相談のフローチャートの作成

というテーマで第1回を始めております。

幸いにして、たくさんの意見が出てきまして、それをどうまとめていくかというのが、来月ある第2回の相談支援部会になっていきます。

そんな中、各部会の報告を確認させていただきながら、障がい児部会では、相談について協議されているということ、また、昨年度、障がい当事者部会では、年表を作成されているということで、各部会が別々の道で、部会それぞれが何かをするというものではなく、それぞれがリンクして、結果的に、板橋区地域自立支援協議会としてこんなものがまとまつたらいなと、次回に向けての準備会で話しております。

「相談」というキーワードで、各部会を横串にしたもののが何か出来上がればいいなと思っておりますので、それぞれの部会に相談させていただいたり、連携をお願いしながらやっていきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。続いて、障がい児部会長、いかがでしょうか。

(障がい児部会長)

先ほど相談支援部会長からもお話がありましたけれども、我々も相談という、家族支援、きょうだい支援というのに今年はかなり注視している状況で、その中でご家族たちがよりよい環境を見つけていけるための相談とはどういうものかというのと、もう一つ、きょうだい支援の具体的なところを、グループを2つに分けて意見交換させていただきました。

1グループの(1)ですけれども、相談機関の利用に関しては、ワンストップでというのが、やはり利用者の人たちにとって分かりやすい環境が必要なのと、それから、相談機関を知らせるというところもあるのですが、相談の支援をする人の人材不足、事業者側の人手不足の課題もあるので、ある程度、セルフプランのために、ご家族が利用を早く、分かりやすくすることでの相談機関を知らせる媒体だと思う一方で、相談支援が充実すれば、そこはもとより専門的な広い知識を持った方の相談もできると思うので、両輪でやっていく必要があると感じています。

それから、きょうだい支援ですけれども、本当に障がい児自体の利益というところで支援は進んできているところで、ご家族自体がいろいろと無

理をされている状況というのがあるのかなということで、きょうだいのサポート、それができるような、ご家族が、家族としてどう過ごしていくかということをしっかり見つめるためには、福祉サービスを充実させていくということが必要であります。

また、地域の障がい児に対する理解をどうやって探求していくかというところも大事になってくると思います。

先ほど相談支援部会長からもありましたが、私たちもその媒体を作るにあたっては、先ほどの障がい当事者部会の年表提示だったり、どういう相談ができるのかという、そこは本当に共有していく必要が絶対あると思うので、ある程度できたところで持ち寄って、統合していくような形だったり、抜けているところを補い合ったりとかが必要と思うので、ぜひ一緒にできたらと思います。

(会長)

ありがとうございました。続いて、障がい当事者部会長、いかがでしょうか。

(障がい当事者部会長)

昨年度から作っておりますライフステージを今年度も作成していこうというところで、第1回が始まりました。作り込めば作り込むほど、作っていくのがとても困難だということがよく分かって、障がい種別ごとに、0歳児からとかというふうに年齢が作れない。障がいが発症した時期からの障がい種別もあるところと、あと、どこの障がい、知的も身体もそうですが、軽度から重度の方までいて、なかなかそこをみんなフォローできるような年表がというところに加えまして、今年度、新たな視点で、今まで作ってきたライフステージは、どうしても保護者目線になっているという指摘を受けました。

本人目線、どうしてもそのライフステージが、手当だったり、年金だったり、あと、こんなときはどこに相談に行ったらいいのかという、そういった保護者に対しての目線だったために、そういった疑問点が出てきて、ご本人向けの視点がないのではないかというところで、もう一度、新たにライフステージを見直していこうという意見がありました。18歳までは

親目線だけですが、18歳以降は、ご本人向けの目線のものも必要なんだというのが、よく分かりました。

部会の中で、最終的に話し合ったところが、どこに相談をしていいのか、総合的な相談窓口がはっきり分からなければ、保護者も、ご本人も、あっちに行ったりこっちに行ったりということになってしまうので、そこをもう一度、当事者、親、それぞれがどこに相談に行けばいいのかというところを表に加えていったほうがいいという話になりました。

今後の方向性として、相談支援部会と障がい児部会と3つが連携していくかないと、ちゃんとしたものとして作り上げていくことができないのではないかということで、ライフステージだけだと、やはり片手落ちになりますし、そこに相談や障がい児も入ってこないと、というところで、さらに連携を深めていきたいと、私たちの部会でも最終的にそういう話になりました。

引き続き、年表はブラッシュアップに努めていきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。続きまして、就労支援部会長、いかがでしょうか。

(就労支援部会長)

就労支援部会ですが、報告書に書かれておりますとおりで、就労選択支援が10月から始まっておりまして、板橋区のほうも事業所が複数あって、早速、開始されているという状況です。その前段階として、そもそも選択支援の目的とか、スキーム、フローとか、そういうことも学んでいく必要があるというところでの検討をしております。

外部のほうから先生をお呼びしてお話を伺ったりとか、あるいは内部的にも、この就労支援部会ではないのですけど、関連する就労移行支援事業所連絡会等でガイドラインの話し合いをしたりとか、あるいは知的障がいの方も多く関わってくる制度になると思うので、その方たちにも分かりやすいようなパンフレットや案内の作成を、区のほうでしていただいたらしくして、なるべくこの新しい制度が利用者にとって良いような形で運用さ

れていくようにということで、その下地づくりを一生懸命したというようなところです。

今後、来年度に向けて本格稼働していくということで、さらに事例の検討等も含めてやっていくという予定で確認されております。

その他は、書かれているとおりだと思います。

(会長)

ありがとうございました。続いて、高次脳機能障がい部会ですが、本日、部会長が欠席ということですので、事務局のほうから、何か追加事項等がございましたらお願ひします。

(事務局)

私のほうからは、1点。当日、高次脳機能障がいについての課題抽出ということで、各部会委員からいろいろと、課題に感じていることをご意見いただきました。

主なものを2つほど挙げさせていただきますと、当事者と、当事者を支える家族が加入されている家族会、こちらがなかなか会員が伸び悩んでいるという話が1つ課題として挙げられました。また、高次脳機能障がいのサービスが多方面に散らばっている関係で、当事者及びその家族が、まず、どこに相談に行けばいいのかがよく分かっていないのではないかということも課題として挙げられました。

(会長)

ありがとうございました。続きまして、権利擁護部会長、いかがでしょうか。

(権利擁護部会長)

報告書の裏面の、障がい者虐待の通報で、記載のとおりではあるのですが、警察からの通報が増えている状況です。区では、警察から来たものはどういうふうに取り扱うかというところで、区で虐待を認定するときは、虐待者と被虐待者の双方の話を聞いてから認定をするということで、少し認定数に違いが出てくるというような状況になっています。

いずれにしても、虐待が発生したときに通報するということが一般化してきたということなのかなと思っておりまして、特に重篤なケースに関し

ては、警察にきちんと連絡が行くようになったということは、望ましいと言つていいのか分かりませんが、一般的な判断がきちんとできるようになって、見逃さないということができてきたのかなと思っております。

また、勉強会をやっておりまして、その内容はここには書いていないのですが、10月2日に事例勉強会を開催しております。

内容は非公開ですので差し控えますが、非常に活発なご意見をいただきながら、いろいろ良い案も出てきたりというところがあります。勉強会は障がい当事者部会の方にもご参加いただき、また、就労支援部会の方も既に権利擁護部会の会員としてもいらっしゃるというところもありまして、皆さんのご意見をいただきながら、勉強会を進めております。

もし、課題によっては他の部会の方々もお誘いして、より具体的な会ができるべ良好と思っております。

(会長)

ありがとうございました。

報告内容に関して、委員の皆様から、ご提言やご質問等がございましたら、お願いいいたします。

(委員)

相談支援部会のところでお聞きしたいのですけれども、2ページ目で、安心支援プランがなかなか進まない理由としては、「対象者を泊めてくれる事業所が見つからないことが挙げられる。また、対象者の方が短期入所等の体験利用を望まないことも理由としてある」とあったのですが、望まない理由というところについて、私は医療機関に勤めているので、やはり丁寧な支援が難しいだろうと感じると利用者の方が躊躇されてご利用できない場合があったりとか、もしくは、いきなりお泊まりだったりすると不安なのでということで、施設によっては、ショートの日中支援からスタートしてくださったりして、他の地域で成功されていたりすることもあるんですけれども、具体的に、望まない理由というのを利用者からお話を伺われることがあるのかということが1点と、それから、事業所が見つからないということで、ここに対して、長らくこの安心支援プランのお話の利用者が少ないとというのはこれまで議題になったと思うのですけど、行政と

して、どういうニーズがあって、事業所さんから何があったら可能なんだというふうに考えて支援ができるような体制をバックアップする、そういったような動きがあるようであればお伺いしたいなと思いました。お願ひします。

(会長)

ありがとうございます。まず、相談支援部会長、お願ひしてよろしいですか。

(相談支援部会長)

質問ありがとうございます。短期入所の体験利用を望まないということですが、ご本人様の新しいところに対する不安、お泊まりの不安というところで望まないというタイプの方、軽度の方は比較的そちらもあるのですけれども、安心支援プランで短期入所の体験が進まないところにご家族の思いがあります。最初は日帰りからとか、まずは1泊からというスマールステップの提案を事業所はしてくださいますが、その1泊のために、これだけの用意、準備をしなきゃいけない、そこの準備で、だったら面倒くさいからいいわという事例です。ご家族に何でその準備が必要なのか、日帰り、1泊からなのかということのご説明は、相談のほうも差し上げるのですけれども、もしかしたら余裕がないところで、これだけの用意をするのだったら最低3泊泊めてもらわないとみたいな、ご家族の思いと、事業所側の安全であったり、安心だったりというところが要因だと思います。

事業所が足りないということについては、やはり今現在ですと、医療的ケアが必要な方、強度行動障がいがある方というのは、受け入れの困難は否めません。受け入れられる施設の数、あと、曜日であったりの限定というところで、そちらの方たちに、一番本当に必要な方に通常の短期入所も届いていないという現状はございます。

胃ろうを装着されている方だと、逆に病院で、レスパイト入院という形で、体験入所先が確保されているのですが、動ける方で、てんかん発作をお持ちの方であったりという方々が、今、一番、現状はあるけれども、厳しいかなというのは、部会、障がい者福祉センターのほうで把握しております。

(会長)

ありがとうございました。2つ目の質問については、事務局からお願ひいたします。

(事務局)

事務局です。

どのような事業所がというところなのですが、やはり緊急時の受入れができる施設ということで、区でも、順次、増やしてきているところです。

赤塚ホームがございますし、ココロネ、イクトスというところも増やしてきたところではございますが、なかなかその辺りも対応できる方というところが限られているところもございますし、やはり体験に行って、施設側としても安心して利用していただけるようにというところで考えますと、体験がない限り、なかなかその登録というのも難しいところがございます。その辺りがまだうまく機能していないのかなというところがございます。

あとは体験の機会ということでも、なかなかグループホームの体験でも難しいところがございますので、その辺りがまだ十分ではないのかなと捉えております。

(会長)

委員の方、よろしいでしょうか。

(委員)

具体的に、もし、今後、今はちょっと難しいかもしれないけど、数的に、希望はしているけれども、体制が難しくて受入れができなかったとか、そういうった数のところだったり、内容だったりを、具体的に教えていただけたらなと思います。というのは、さっきはご家族が希望しない、利用者が難しいだったのですけど、医療的ケアが少し難しいから、ご家族は希望しているけれども、施設側の事情で受入れが難しかったというケースはどのぐらいあるのかなということだけ、もし分かればですし、今後でもいいので、そういうったところの、実際の利用の数ではなく、利用の手前で難しかったというところがすごく大きいのかなというふうに思ったりするので、教えていただければなと思います。

また改めてでも大丈夫です。

(会長)

事務局、よろしいですか。

(事務局)

事務局です。これまでに安心支援プラン登録の相談があったご家庭は12ぐらいと聞いております。その中で登録に至っているのが1件ということで、やはり重度の方、特に支援がないと命に関わるような方だけを、今、対象としているというところもございますので、その辺りで検討されている件数も少なくなっているものと考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

関連して、他の委員の皆様、何かよろしいでしょうか。

(副会長)

今のと関連しますけど、資料2の16ページの令和6年度実績の数値は、短期入所の数字に反映されているカウントなのですかね。その数字に、短期入所のところに反映されますか。

ここだと、おおよそ100%前後の見込みの値と、100%前後にいるわけなので、比較的見込みと同じ数字がきているということは、この情報を知っている人とかも、これまで既に利用したことがある人が大体算定して利用しているという形で、新規の人の利用が届いていないのか、何となくそういう感じなのかなと思いました。

あるいは、これは令和6年度ですけれども、令和6年度のこの見込みを作ったのはさらにちょっと前だと思うので、その頃はまだ赤塚ホームとかは確かまだだったのかもしれないで、そういう意味で、もう少しこれからは見込み数が増えてきて、少し利用する枠というのは広がりやすくなるのかとか、そういうこともあるのかなと数字だけ見て思いました。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

資料2の16ページを見ると、確かに100%に近いような数字となっているところではあるのですが、なかなか実態といたしましては、日程の調整だったり、希望する日に利用できないというところが現状としてはございます。

その辺りも調整を踏まえた上で利用ということになりますので、この利用に至るまでのところで、希望どおりには利用できていない方がいらっしゃるというのが現状でございます。

(会長)

その他、よろしいですか。この件についてでも結構ですし、その他、各部会のほうへのご質問という形でも結構ですけれども、何かございましたら。いかがでしょうか。

(委員)

短期入所については、希望されている方たちが100%使っているわけではありません。先ほど、事務局からのご説明があったように、少ない施設で希望者がとても多いです。

何日希望、例えば3日とか4日を希望しても1日だけとか、その1日も、希望した日ではなく、空いている日でどこでもいいですというような使い方だったら使えるような、そんなような現状で、使いたい方たちがたくさんいて、施設は、今現在、少ない状況で、でも、使いたい人たち以外に、もっと重度で施設側が受け入れてくれないという方たち、知的でいうなら、強度行動障がいで、身体の方たちだったら、重度の方や、医ケアの方や、そういう方たちは、ご本人も含めて、ご家族が希望したのだけれども、そこには行かれないという方たちが非常に多いです。

ですので、区外の施設を使っている方が本当に多くて、板橋区内の施設を使える方というのは軽度や中度の方というふうに限定されてしまっているような状況です。ショートステイについては、以上です。

(会長)

ありがとうございました。

やはり受け入れの量的な部分というところでは、費用の関係も、諸々のものもあるかとは思うのですけども、実際に区にいらっしゃって、困られて

いる方たちがいらっしゃるということですので、ぜひ、いろいろ、そういう調整がうまくできるように進めていただければと思います。

他に、いかがでしょうか。その他のことでも結構ですので、何かご質問等がございましたら。よろしいでしょうか。

(委員)

続いて申し訳ないですけれども、相談支援部会の主な意見のところで、「医療的ケア児コーディネーターの事業が位置づけられ、その中でどのような相談ニーズがあるのか把握していきたい。」と書いてくださっていて、ただ、始まったばかりで、また、障がい児部会、もしくは区のほうから今後ご報告があるかとは思うのですけれども、少し医療的ケア児等コーディネーターを通して、保育園だったり、学校だったりに営業が進むようというような中で、なかなか、先ほどのショートステイと同じなんですけれども、保育園側の体制というのに難しさがあるかなという現状があるようです。進めようとされているけれども、内容の限定があったり、年齢の限定があったり、それから、やはり安全にお預かりをしなければいけないという、それはもう本当に大事なことなので、そこに対する不安があったり、支援する側のご不安だったりとかもあるので、安全にするには今は難しいという考え方も一つなのですけれども、じゃあ、安全にするには、どのような支援があると現場の人は助かるのか、そういういったような視点で、先行して進んでいるような地域が、いろいろ工夫をされて、勉強会だったり、予算だったり、意見を吸い上げるとか、そういういったようなこともあるかとは思うので、そういうことを参考にしながら、できるためにはどうするかという形で区でバックアップしていただければなと思います。

福祉のところで、保育園だったり、教育だったり、医療、保健だったり、いろいろな分野が、ここも協働しないといけないところだと思うのですけれども、そういうところをお願いできればなと思うところで、相談ニーズというか、その辺が相談の中での課題としてはあるような状況があると思います。

(会長)

ありがとうございました。それでは、要望ということで、ぜひご検討い

ただければと思います。

(委員)

先日、10月8日に、当事者団体として、重度の障がいの医療的ケアがある方たちに対しての会議があったので、参加してまいりました。

その際に、0歳児から医ケアのある方たちは、0歳児から希望がもうたくさん出ているというところ、その現状も分かりましたし、あと、民間で既に受入れが始まっているというところも分かりました。

その会議の中で、区の施設、区の保育園は3歳児からしか受入れができていないということも分かったのですが、そういったところも、もう少し柔軟にやっていただければいいのかなと思いました。

10年前、20年前、30年前と違って、もともとの働き方、社会も違っていて、共働きがとても多い状況になっていることも踏まえて、お母さん方が離職しなければいけないという状況に追い込まれていて、そうすると、なかなか家の中のことも回っていかないという現状も事例を通してお聞きしているので、何か手立てがあればと、そのときも思った次第です。

(会長)

ありがとうございます。もし事務局のほうからございましたら、お願ひします。

(事務局)

障がい児部会を運営しております、障がいサービス課長です。

今、お2人からお話のあった医療的ケア児等コーディネーターについてと、10月8日の会議体というのは私も主催者として出席していたので、大体お2人が言ったとおりの内容でして、今年度から始まりました医療的ケア児等コーディネーターの実績報告とかを一つの報告事項として挙げたのですが、現時点では、障がい児支援係に「コーディネーターに相談したいのですが」という、寄せられている相談件数としては4月から20件程度です。

相談内容としては、もう8、9割の方が、「保育の施設につなぎたい、保育園につなげたい」というところで、あとは、若干、「小学校の入学に当たって、いろいろと」というところがあるのですけど、現時点での二

ズとしては、やはり乳幼児の保育施設への連携、つながりというところが今年度は大きい課題として挙がっているというところです。来年4月ですか、年度途中の入園等々に向けて調整で、コーディネーターの仕事の一つとしては、別に入園させてくれとごり押しするだけではなくて、あくまで体験入園とかに必要ならば同席して、なるほど、医ケア児はうちはちょっと厳しいんだけど、例えば保育園に行っている場合に、看護師の資格を持った人にお願いをしていますので、こういった対応をすれば大丈夫ですと、そういう対応に気をつけていただければ受入れ可能ですよというところで、実際、現場に入ってサポートしながら、不安を解消した上で、マッチングというか、入園につなげて、入園した後も、それぞれ親や保育園双方の相談に乗っていきながら、円滑に生活できるように支援していくという、そういうところではあるのですが、保育園のほうが、区立と私立で医療的ケア児に対する受入れ体制が、結構、異なっているというところです。私立は一応、幼児クラスから、1歳、2歳から受入れ可能というところで、実際、体験入園に同行したりしながら、サポート、アドバイスをやっているという実績が幾つかあるところですが、一応、現時点では、なかなか最終的な判断となると、受入れには至っていないというところが一つあります。

ただ、それに対して区立のほうが、そもそも区立園の統一ルールで、3歳児クラス以上でないと受入れはしないというところが、申し合わせ事項として保育運営課としては決まっているということがあったので、今回、19件と申し上げたのですけど、やはりほとんどが0～2クラスの受入れ、いわゆる乳幼児の方というところなので、なかなかそうなってくると、コーディネーター云々ではなくて、そもそも体験入園もできないということになってきて、一つ課題としてはっきり見えてきたなというところではございます。

なかなかそこまでいくと、コーディネーターが頑張ったところでどうという話ではなくて、さっきの行政の話というところにもなってきますので、そこはこれだけ数字が積み上がったのにゼロというのが続く見通しが高いので、もう部として、保育園の主管としっかりと話をして、法律も施

行されているわけで、いつまでも受け入れないというわけではないですし、区立と私立を分ける明確な理由があるわけでもないというところがありますので、そこはしっかりと申入れをして、ある程度、土壌を整えた上で、コーディネーターが動けるようにサポートしていくところが、必要になってくるかと思います。

結局、保育も待機児童がここ10年、20年はどんどん増えていくばかりで、やっと最近ゼロになったという状況もあるので、昔は区立も私立も一つの所管、一つの課長の下でやっていたんですけど、もう数年前から、課が分かれて、区立は区立、私立は私立でやっているので、保育園がどんどん増えていくとやむを得ない部分もあるのですが、そうなってくると、結局、横の連携というところが、もうそれぞれ独自に医療的ケア児の受入れというところについて基準をつくって運用しているという形で、そんなに運用が違うのだなというところは大きい課題だなと同じ区の管理職としては思っていますので、なかなか職員とか、お金の問題もありますので、一朝一夕にできるものではないのですが、しっかりと、そこは合理的理由はないわけですから、受入れを前提としてどうにかやってくれないかというのは、喧嘩しない程度にやっていこうと思っています。今度、第3回の重症心身障がい・医療的ケア児等会議も年明けにあるので、建設的に議論を進めるように準備をしていきたいと思います。そういう現状があるというところは、この場の皆さんには共有していただければと思います。今後ともよろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうかね。

(副会長)

素人的な質問をして申し訳ないのですが、医療的ケア児を民間で少し受け入れているところがあるということなんんですけど、そういうところって、少し区から補助金を出してもらったりとか、そういうのはあるのですか。あるいは、税制の少し優遇が出るだとか、どうでしょうか。

(事務局)

又聞きなのですが、私立の場合は、いろいろ基準を受け入れた場合に、

それ用の人を雇えるぐらいの補助金を支給するというスキームが今年度から始まっていると聞いております。

逆に区立は、受け入れたら、1人、区のほうで、本課のほうで人を手配するとか、そういうスキームになっているところですね。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

今の続きの話で、お願いというか、本当にそういう思いでお話しするのですけども、こちらの障がい者計画の冊子の、区長の「はじめに」というご挨拶の中にも「区立保育園で既に実施されていた医療的ケア児の受け入れについては、令和5（2023）年度から区立の幼稚園、小学校、中学校も開始されました。」という文章が載せられているんですね。

1年やったからといって、それが実績でオッケーというのではなく、やはりこういうふうに謳っている限りは、今、成人のほうでも、区立福祉園民営化につきましていろいろ審議がされている中で、当事者、私たち利用者家族としてお話ししているのは、やはり区立だからこそ、セーフティーネットの役割を持って、障がいの重い、どうしても支援が多く必要な方々が生活していく様子を整えていただきたいというのが想いとしてありますので、ぜひ、ケースが増えていくのに、だからといって、医療的ケアはあくまでも医療行為なので、そこは安心・安全を本当に整えていかないと、一度、何かリスクが大きくなることが起きてしまった場合には、その後が難しくなるので、先ほど委員のほうからもお話がありましたように、どうやったらできるかという、本当に前向きな、建設的な話から、ぜひ、区立保育園のほうにも提携を取っていただけたらなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

(会長)

個人の意見というよりは、やはりこの委員会全体の意見として、そういう形でぜひ取り上げて進めていただければと思っております。他はよろしいでしょうか。

(委員)

いろいろ私も団体の相談を受けているのですが、最近は重複障がい、視覚障がいと聴覚障がいもありますし、視覚障がいの方で、知的障がいとか、精神障がいとかを抱えておられる方とか、重複障がいの方が増えてきた印象がございまして、そういうところも、なかなか対応は難しいのですけれども、検討していく必要があるのかなと感じています。

(会長)

ありがとうございます。他は、よろしいですか。

(委員)

少し話が戻ってしまうのですが、先ほどの宿泊施設のところで、区外の施設が利用しやすくてというのが、そういう状況があるのであれば、区外の施設、行政が、区の協議会なので区の中の話をすべきなのかもしれないのですが、区外の施設がより使いやすいような形になるように行政間で連携していただくのがいいので、何か新しい施設を新たにつくるというのはそんな簡単な話ではないというか、時間がかかる話かなと思いますので、区の垣根を越えて、そういうニーズがあるのであれば、使いやすいような形の連携をするような考え方も一つあるのかなと、感想的になってしまいますが、一つ言わせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。事務局、よろしいでしょうか。

多分、連絡調整等はそれぞれやられていらっしゃるかなとは思うのですが、何か、コメントはよろしいですか。

(事務局)

事務局です。今、区外の施設をというお話がございました。現状、区外の施設を利用されている方は、結構、多くいらっしゃいます。

確かに連携を取れると、というところはあるのですが、各区、十分とは言えない状況がある中で、なかなか、23区の、例えば課長会で協議をして連携する機会は多くありますが、積極的に区外の施設を板橋区でご案内というのは、その区の事情、どこの区もなかなか施設の整備が難しいという中で、ちょっと積極的にはやりづらいような状況は現状としてはございます。

(会長)

ありがとうございました。その他はよろしいでしょうか。

それでは、定例部会の報告につきましては以上とさせていただければと思います。

続きまして、項番3の報告事項です。

3 報告事項

板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の進捗状況について

(事務局)

～ 資料2について、事務局より説明～

(会長)

こちらの報告事項につきまして、委員の皆様からご意見とか、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(委員)

個別避難計画に関しては、以前、障がい児部会でも少し取り上げたところもあったのですけれども、呼吸器とか重度の方はかなり進んでいると思うのですけれど、それ以外の方たちについては、なかなか、ご家族がご希望にならないと作れない状況とかも、多分、あるのだろうと思うのですが、実際に、区のほうで策定できたほうがいいなと思っている人数の何割ぐらい、さっき達成率がありましたけど、どのぐらいの率でできているというような状況なのでしょうか。

というのは、もし何かがあった場合に、どのぐらいご支援があるかというのを、計画がなくても十分見積もっておかないと動きが難しくなるのかなと思いましたので、その辺りのことを教えていただければと思います。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

障がいサービス課地域支援係に動いてもらって作っているのですが、単純に対象者に対する作成率、同意率と呼んでいますけど、それに関して

は43%程度というところでございます。

区内の全ての地域を対象としているわけではありませんで、基本的には水害対応というところで、舟渡、新河岸、高島平の辺りを少し範囲を広げながら、来年度実施していくというところで、概ね4割程度。

ただ、その地域に住まわれている対象者の方には、全て一斉発送して、その上での4割というところで、その4割の方々については、基本的には概ね作成はしている。

少し雑な言い方にはなるのですけど、希望されている方については、職員が作ったり、つながりのある事業者に作っていただいたりという形で、何らかの形で100%に近い形で作成しているという現状ではございますので、なかなか、ただ、数字がこれで十分とは言い難いところではあるのですが、強制的に作るものでもなくてというところです。基本的には1回送って終わりではなくて、反応がない人には、2回、3回と、同じ年度の中でも送るというところを、障がいの部門も高齢部門も繰り返して、少しずつ数字の底上げを図っているというところでございます。

(会長)

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

(委員)

板橋区だけの問題ではないと思うのですが、先ほどもお話が出ていたように、短期入所など、ご希望がたくさんあるのだけれども、ここでは100%を達成しているという感じに見えているということについて、やはり本来必要なサービスは一体どのくらいあるのかというところは、どのように見積もっておられるのか、ご希望されている方は本来もっといらっしゃるということであれば、その数とか、ご希望は一体どういうふうに集計されているのか。

本来は計画にそこが反映されるべきだと思うのですが、その辺り、板橋区としてはどのようにお考えか、ご意見いただければと思います。

(会長)

事務局のほう、いかがでしょうか。

(事務局)

これを策定したときの作りから、見込み量、実績ということで、本来のところが見えづらい形での作成となってございます。期の半ばで、なかなかこれに変更をかけていくというのが難しいところではございますが、いろいろな方からご意見はいただいているところです。

こういうところで載っているけれど、達成率はこうなっているけれど、不足しているのではないかというご意見はいただいているところで、その辺りのご意見のほうを踏まえながら、区としては検討を進めていきたいということで考えてございます。

(委員)

具体的にご希望があるようなことを集計する機会はありますか。何か、例えば窓口で集計しているとか、そういうことはありますか。

(事務局)

現状といたしましては、なかなかその辺りの数値での集計というのは難しくて、また、一斉調査等を行う機会にどうやっていくかというのを検討していきたいとは考えてございますが、今、具体的にこうやります、やつていてますと答えるのが難しいというところでございます。

(会長)

その他、いかがでしょうか。

(委員)

今の話に続きまして、地域支援係で受給者証は発行され、ご家族は発行された日数そのサービスが使わせてもらえると思う。しかし、実際、資源が足りなくて使えないという苦情・要望が相談支援専門員に寄せられています。現状の一つとしては、受給者証の発行されている延べ数と、短期入所然り、居宅介護然りニーズの数字のずれというか、差が大きいのかなと思う次第です。

児童も者も両方とも、そちらの課題というのは、相談員のほうも、相談がきていますが、空きがないというところで、相談員が怒られて終わるというのをどうしたらいいんだというのは、大きな課題としては挙がってきております。

(会長)

なかなかこういう一覧の表にすると、例えばこの研修会に何人集まつたとかというのは数値化ができるのですけども、いろいろ相談過程の中でどういった経緯があるかというのは、表に示しにくい状況というのもあるのかなとは思いますし、それを全部載せたら相当な分量になるかと思います。ただ、委員の皆様から出ている意見というのは、やはりそういう実態というのが、見て、知りたいとか、聞き取りたい、どうなっているのかというところのご意見であるかなと思いますので、ぜひ可能な領域の中で、そういうものを丁寧に見ていただいて進めていただけだと良いかなと思います。

(事務局)

今いただいたご意見は、確かにそのとおりだなということでございます。障がい2課で連携しながら、その辺りの検討を進めていきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(委員)

例えば視覚障がい者が就労された事例が何人ぐらいいらっしゃったのかというようなことはお伺いできるでしょうか。

(会長)

一般就労という形か、福祉就労なのか、いろいろあるかとは思うのですが、もしデータとして、すぐもしお伝えできる範囲のものがあれば、いかがでしょうか。

(事務局)

すみません、区のほうで今すぐお答えできるものがないので、持ち帰つて、後日、回答ということにさせてください。

(委員)

分かりました。

(会長)

では、後で委員にお伝えいただければと思います。その他、いかがでしょうか。

(委員)

今、事務局からのご説明のところで取り上げられなかつたのですが、インクルーシブ教育システムの構築というところで、特別支援アドバイザーの方が派遣されて、各学校はすごく心強く、いろいろな支援が進みつつあるところと、そういうお話をお聞きしています。できるだけ通常の学級で学べるということでやっているのだけれども、通常か、支援学級かというような、どっちかという点にこだわりがちなところが大きいかなと、ご利用者のご家族の方からお聞きしているところはあります。

親御さんのご希望とお子さんのご希望というところも、さっき当事者の方でもありましたけれども、お子さんの場合は、今、権利擁護の中で虐待のことがメインになっていますが、子どもの意見形成と意見表明というところが権利の中ではすごく取り上げられているところだと思います。

障がい児のお子さんに関しては、なかなか意見形成も難しさがあるんですけども、多分、そのところをより、大人が最善の利益だと思って考えていることと、お子さんの実態、希望が難しいときもあると思います。

お子さんが知らないことで選択ができないこともあるので、その経験だったりとか、体験だったりとか、知識とかを提供して、それで意見形成していくということも大事かと思うのですけれども、そういったところに、インクルーシブ教育に関しては、柔軟にお子さんの状況に対応してやっていく必要があるかなと思いますので、権利ということの観点も含めて進めていただけるといいなと思います。

実態が、もし何か難しければ、通常の学級での先生方の大変さというのもたくさんあると思います。他にも学ばれている方にとっても良い形になるように、行政でさらに支援アドバイザーの派遣だけではなく、教室運営とかにも支援の必要があれば手立てしていただけるとありがたいかなと感じています。

お願いというところと、少し課題を提起させていただきました。

(会長)

ありがとうございます。この件に関してはよろしいですか。

(事務局)

事務局です。この件は教育委員会のほうで進めているところで、今、順次、進めてきているところと思います。

いただいたご意見については、指導室のほうに伝えさせていただきます。

(会長)

その他、いかがでしょうか。

(委員)

今のところの付け足しというか、権利擁護部会では、今、虐待のケースがメインになっていて、多くは高齢のご両親があれば、片親なのかもしれません、親と子どもの関係の中で、非常に難しいケースが起きているのですけれども、もとを正すと、やはり子どもの頃から自分の意見が言えていないで、親と衝突するというのがずっと続いてきて、年齢が高くなつて力関係が変わってくる中で問題が大きくなっているなというのを非常に大きく感じますので、やはりインクルーシブ教育というのは根っこが深いというか、一番ベースなのだなというのをつくづく思います。

他の行政の場所でもやられているような、何かインクルーシブについての実践とかがあるので、ぜひそういうものも取り入れて板橋区でやってみようみたいなことになってくれるといいなと、先駆的な事例というのは日本の中にもたくさんあるので、別に海外に行かなくても大丈夫なので、そういうところに例えば特化するとか、区長も頑張っておられるようなので、少し推していただくといいのかなと思いました。意見です。

(会長)

ありがとうございました。皆さんの意見を教育委員会のほうに伝えたいだければと思います。その他はよろしいでしょうか。

(副会長)

いろいろとご意見が出される中で、例えば7ページの就労の話は、区にとっては良い数字かなと思うんです。

66番ですかね。一般社会の中で、なかなか1年後に90%以上定着しているということはあまり今ないので、令和6年は92%以上、92.4%、良いと思うのですけれども、この前の令和5年、令和4年とか、以

前に比べて徐々に上がってきているものなのか、うまくいっているようだったら、他の地域と比べて、例えばこの下に書いてある「障がい者活躍推進チーム」がすごく活躍しているから、こういうふうにうまくいっているのか、あるいは就労支援部会長がやっている企業側の取組がうまくいっているのか、何か、多分、要因があるのかなと思うのですけれども、その辺りはどうでしょうか。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

委員がおっしゃるとおり、この実績はかなり上がってきています、令和4年度、5年度は、確かに8割台だったところが、9割を目標にした形では定着しています。

ただ一方で、新規の就職者は、ハート・ワークの登録者ですけども、若干減ってはきているというところですけれども、最近の相談内容だったり、精神障がいの増加によって、結構、複雑な対応だったり、困難事例というのは増えてきている状態ではあるんですが、その分、就労支援員の方がその定着、企業訪問だったり、日常生活支援だったりというところにかなり踏み込んだ形での支援で委託のほうを行っているということで、短く終わるという形ではなくて、長い人生のライフスパンを考えた上での支援をしていただいているところで結果が出てきているのかなと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

続きまして、項番4の協議事項です。

4 協議事項

グリーンホール施設再整備における障がい者福祉センター機能について
※障がい当事者部会 協議事項への追加

(事務局)

旧保健所跡地整備構想計画におきまして、板橋区立グリーンホールの再整備を検討してございます。

こちらにつきまして、高齢・障がい・福祉の総合的・包括的支援拠点を整備する方針で、障がい者福祉センター機能、男女平等推進センター機能、板橋福祉課等の整備を中心に、その他の機能についても、適宜、検討を進めているところでございます。

本協議会の障がい当事者部会の部会員の皆様にご協力を願いし、障がい者福祉センター等について、ご意見・ご提案を賜りたいと考えてございます。

つきましては、障がい当事者部会の協議事項に追加させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。障がい当事者部会長は、今のお話を聞いて、いかがでしょうか。もしご意見等がございましたらお願ひいたします。

(障がい当事者部会長)

今ご提案いただきました協議事項の追加は、部会のほうで進めさせていただければと思います。

私たち障がい者団体のほうでも、福祉センター機能については、前々から陳情を出していたところではありますので、当事者部会の中で意見交換をして、また、区のほうにお伝えしたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

今の件に関しまして、他の委員の皆様から、何か、ご意見、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、障がい当事者部会と連携しながら進めていただくという形で、ここで確認を取らせていただければと思います。

つきまして、項番5の「その他」になります。

5 その他

第10期板橋区地域自立支援協議会運営方針について

(事務局)

～ 参考1について、事務局より説明～

(会長)

ありがとうございました。今ご説明をいただきました、こちらの内容につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

では、このような形で進めていただくという形でお願いいたします。

その他、委員の皆様から、この場で共有したい事項、ご意見、ないしは全体を通してのご質問等でも構わないと思います。

イベントの周知とかでも結構ですので、この時点でもし何かご発言いただければ。

(委員)

机上のほうにチラシ3枚をお配りしております。

喫緊で行われます障がい者福祉センターで企画しておりますセミナーの資料になります。

1枚目の精神セミナーにつきましては、地域生活支援拠点の専門職の質の向上というところがテーマですので、一般向けではなく、専門職向けにはなります。募集人数も少ないので、こちらは、多分、定員は埋まるかなと思うのですけど、こういうことをやっていますということのご紹介という形でお持ちください。

その下にあります、高次脳機能障がいのセミナーと差別解消のセミナーにつきましては、一般区民向けで、既に募集のほうを始めておりますが、昨今、いろいろなセミナーになかなか人が集まらなかったりしております。企画であったり、講師の先生との打合せであったり、あと、実際の内容は本当に素晴らしいんですけど、なかなかその素晴らしいが区民の方に届かないというのもございますので、センターもあれこれ案内はしているんですけども、よろしかったらご参加ください。周辺の方にもお伝えくださいということでお配りいたしました。よろしくお願ひいたします。

(会長)

ありがとうございました。ぜひ委員の皆様からも、関連するご関心のある方に周知していただければと思います。

その他、何か周知事項とかがございましたらお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、以上で本日予定されておりました議題は終了とさせていただければと思います。

委員の皆様におかれましては、都合上、伝え切れなかつたご意見とか、後で資料を見直して、少しやはりこれについて聞いておきたいというようなご意見、ご質問等がありましたら、今から2週間後の11月13日、木曜日までに、事務局のほうまでメールでお知らせをいただければと思います。

それでは、閉会のご挨拶を副会長、お願ひいたします。

6 閉会

(副会長)

お疲れさまでした。今回も、他の会議に比べると、すごく活発に意見が出ていて、本当に会議らしいなと思いました。

今日も話に出ていましたけれども、やはり実際の誰を対象とした制度であつたりだとか、誰が困っているのか、誰が分かるように説明していくのかとか、その方がまたライフステージが変わったときに、今度はどういうふうにその関係性が変わっていくのかということが、実際にこうだよ、という話が当事者の方から聞けたことは、やっぱりなかなかそうだなと思うたりします。

全体の制度という意味で、やはりなかなか行政のほうで難しいところもあると思いますし、板橋キャンパス待ちのところもあつたりとかもあると思います。その辺りで、ガラッと状況が変わるものもあるだろうと思うので、そこは期待しながら待ちたいところではあります。

一方で、先ほど個別避難計画の話もありましたけれども、客観的に見ると、そういう計画をきちんとしておいた方がいいという方々が、まだ半数

以上が計画を立っていなかったりだとか、避難するとか、個別支援のものについて、果たして本当に水害だけでいいのかとか、それが本当に23区内だけの相互の、例えば短期入所もそうですけれども、そういうことだけなのかとか。

例えば板橋区の場合には、何かあったときに、和光市とか、朝霞市とか、そういう地区は利用できないのかなと、例えば医療のほうの災害の協定の中で、板橋区医師会とか、練馬医師会、朝霞地区医師会とかだと、大災害が起きたときに、東京だけではうまくいかないけれど、実は朝霞地区のほうは被害が少ないよとかという、そういう話が実はもう想定であって、そこでお互いに、入院のことも含めて協定をしようという話が出ていたりします。

なので、実は障がいのほうから見て、一時的に避難するとかというのは、もしかしたら、そういう県を跨いでというのも、距離的には十分あるのかなと思います。そんなのもあっていいかなと。

それから、あと、ショートステイの中で、誰が不安なのか、受入れが不安なのかというお話もありましたけれども、果たして何が不安か、例えばもしこれで吸引器とか呼吸器があるのに、急に停電しちゃって、実はうちの施設はバッテリーが十分にないんだよ、人数分、夜間を通してないんだよねとか、そういう話になったときに、事前に蓄電池を十分その施設に配付できているのかとか、使いづらい発電機だけではないだろうかとか、そういうことも含めて、そういう不安要素というのを潰していくけるものは潰していくたほうがいいのではないかと思います。

その辺り、実は個別に上がってくる声を一つ一つ潰していくしかないというのもありますので、引き続き、皆さんからこの場でご意見を出していただき、それぞれの部会で出していたときながら、課題を解決できたらいいなと思います。

(会長)

ありがとうございました。

以上をもちまして令和7年度第2回協議会で予定されておりました議題は全て終了になります。

	<p>それでは、進行のほうを事務局にお返しいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第2回板橋区自立支援協議会を閉会いたします。</p>
	<p>事務局より後日回答とした委員からの質問に対する回答について</p> <p>3 報告事項</p> <p>板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の進捗状況について</p> <p>(委員からの質問)</p> <p>視覚障がい者が就労された事例について</p> <p>(事務局の回答)</p> <p>令和6年度視覚障がいの方の就労者数は5人（いずれもハート・ワーク（板橋区障がい者就労支援センター）登録者）。いずれも採用は一般雇用で、事務職などの軽作業を行っている。</p>
所管課	福祉部 障がい政策課 計画推進係 （電話3579-2361）